

議案第 95 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条第 1 号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第 54 条第 2 項第 1 号、第 60 条第 1 号及び第 96 条第 3 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第 6 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育所における保育士の配置要件の特例に准看護師を追加し、及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。